
IFRS S1号及びIFRS S2号 プロポーショナルリティのメカニズム

ISSBメンバー ンディディ・ンノリ＝エドジエン
ISSBテクニカルスタッフ マルティーヌ・ボーリュ

始める前に...

- ISSB基準及び関連資料は、当財団のウェブサイト（ **www.ifrs.org** ） に掲載されている
- 示されている見解は発表者のものであり、必ずしもISSB 又は IFRS財団の見解ではない

背景

プロポーショナリティのメカニズムは、**能力(capability)及び準備状況の程度**がさまざまな企業が**IFRSサステナビリティ開示基準**を適用するのに役立つために設計されている

資源の制約



データの
利用可能性



プロポーショナリティの
メカニズムは、これらに
関連する課題に対処する



専門家の
利用可能性

- ▲ IFRS S1号及びIFRS S2号の**一部の要求事項**の適用に課題があるであろう企業に**役立つ**よう設計されている
- ▲ 追加的な開示要求を**導入したり**、開示の提供を**免除したりするものではない¹**

¹ 予想される(anticipated)財務的影響(effects)に関する要求事項に適用されるプロポーショナリティのメカニズムの1つが、開示が要求される情報を調整するものであることにかかわらない（スライド21参照）

IFRS S1号及びIFRS S2号の適用を支援するメカニズム

このウェブキャストの焦点

プロポーショナリティの課題に対処するためのメカニズム	経過的な救済措置	適用を促進するためのその他のメカニズム
- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる - 企業が利用可能なスキル、能力 (capabilities) 及び資源に見合っている	企業が本基準を適用する最初の年次報告期間における、特定の要求事項からの救済措置	- 現在の及び予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) : 特定の条件を満たす場合、定量的情報を提供する必要はない - ガイダンス、教育的資料、及び適用を促進するためのその他の取組み (efforts)

セッションの概要 – プロポーショナリティのメカニズム

プロポーショナリティのメカニズムとは**何か**

IFRS S1号及びIFRS S2号の**どの**要求事項に
プロポーショナリティのメカニズムが含まれるか

企業はプロポーショナリティのメカニズムを**どのように**
適用するのか

学習目標

IFRS S1号及びIFRS S2号の
プロポーショナリティのメカニズム
について理解し、特定の開示の
作成において企業がどのように
適用する場合があるかを理解
する

プロポーショナリティのメカニズムは**何を**要求しているのか

報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いること

企業が利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源に見合っていること
(特定の要求事項に2つの方法で適用される)

特定の要求事項に対する開示の作成にあたり、次のような**パラメータ**を設定している

- 考慮すべき**情報の種類**
- 要求される**取組み(effort)**

判断又は不確実性の程度が高い場合がある、特定の要求事項に関する開示を提供するにあたり、企業を支援する

適用1

企業が利用可能な**スキル、能力(capabilities)及び資源に見合ったアプローチ**の使用を**要求している**

企業の状況に比例的な方法により要求事項を適用するにあたり、企業を支援する

適用2

企業が具体的な情報を提供するための**スキル、能力(capabilities)又は資源を有していない場合**、提供することが要求される情報を**調整している(adjusts)**

IFRS S1号のどの要求事項にプロポーショナル리티のメカニズムが含まれるか

IFRS S1号の要求事項 (IFRS S2号にも適用される)	[...]過大なコストや労力をかけずに 利用可能な、合理的で裏付け可能な 情報	利用可能なスキル、能力 (capabilities)及び資源に 見合った...
サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 (IFRS S1.B6(a)) (IFRS S2.11)	✓	
バリュー・チェーンの範囲 (IFRS S1.B6(b))	✓	
予想される(anticipated)財務的影響 (effects) (IFRS S1.37及びIFRS S1.39) (IFRS S2.18及びIFRS S2.20)	✓	✓

IFRS S2号のどの要求事項にプロポーショナル리티のメカニズムが含まれるか

IFRS S2号固有の要求事項	[...]過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報	利用可能なスキル、能力 (capabilities) 及び資源に見合っている
気候関連のシナリオ分析に対するアプローチ (IFRS S2.B2(b))	✓	✓
「スコープ3」のGHG排出の測定 (IFRS S2.B39)	✓	
産業横断的指標カテゴリーにおけるいくつかの指標 (IFRS S2.29(b)-(d) ¹ 、IFRS S2.30)	✓	

¹ (1)気候関連の移行リスクに対して脆弱な(vulnerable)資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、(2)気候関連の物理的リスクに対して脆弱な (vulnerable)資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、及び(3)気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ(IFRS S2.29(b)-(d))

報告日時点で企業が過大なコストや
労力をかけずに利用可能な、すべての
合理的で裏付け可能な情報

「報告日時点で利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」 において、何を考慮すべきか

▲ 企業に固有の要因

▲ 企業の外部環境の一般的な状況

場合によっては、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想
(*forecasts*)に関する情報が含まれる

▲ 他のISSB基準は、何が「合理的で裏付け可能な」情報であるかを
特定する場合がある

「報告日時点で利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」であるために、何を考慮すべきか

企業には次のことが要求される

- ▲ 合理的に利用可能なすべての情報（既に有している情報を含む。）を考慮する
企業は既知の情報を無視することは禁じられる
- ▲ 情報を使用するための適切な基礎を有している
- ▲ 報告日時点で利用可能な情報（過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報（将来の状況の予想(forecasts)を含む。）など）を用いる

企業は、次のような内部的なもの又は外部的なものである、さまざまなデータ・ソースを用いる場合がある

リスク管理プロセス

産業及び同業者
グループの経験

レポート及び
統計情報

外部の格付け

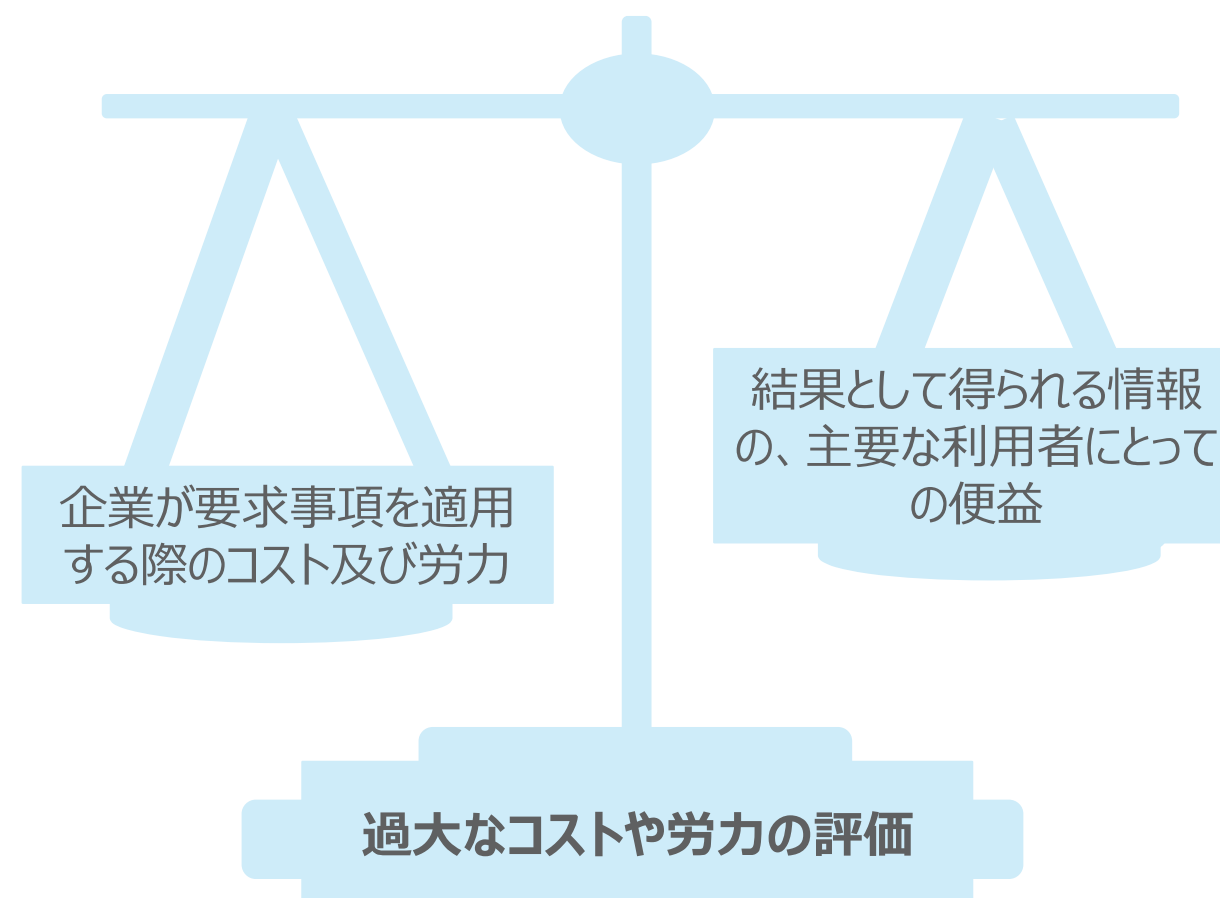
「過大なコストや労力」の評価

過大なコストや労力の評価には次が含まれる

- 企業の固有の状況を考慮する
- 次の事項についてバランスよく考慮する
 - 要求事項を適用する際のコスト及び労力
 - 結果として得られる情報の、主要な利用者にとっての便益

つまり、企業は網羅的な探索を行うことは要求されない

その評価は時間の経過とともに変わることがある



どのような情報が「過大なコストや労力をかけずに利用可能」とみなされるか

企業により、次のことに用いられる情報

財務諸表の作成

ビジネス・モデルの運用

戦略の策定

リスク及び機会の管理

例

特定の要求事項における、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報の考慮

例1ーサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業は次のような課題に直面する場合がある



事業における複雑性



バリュー・チェーンの幅広さ及び構成



利用可能な情報の適時性

例1 – サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業は、

- リスク及び機会の過大記載又は過小記載を避けるために、裏付け可能な情報のみを用いることが要求される
- 報告日時点で合理的に利用可能なすべての情報を用いることが要求される
- 報告日以降にのみ利用可能となる情報を用いることは要求されない
- 情報の網羅的な探索を行うことは要求されない

過度なコストや労力をかけずに利用可能な情報の例

- リスク管理プロセスの一環として用いられる情報
- 戦略の策定に用いられる定性的情報
- 財務諸表の作成に用いられるデータ

外部情報源の例

- 同業他社の開示
- 投資家からのフィードバック

例2 – 「スコープ3」のGHG排出の測定

企業は次のような課題に直面する場合がある



利用可能なデータの質



データの利用可能性及び適時性



測定の不確実性の程度が高い

例2 – 「スコープ3」のGHG排出の測定

企業は、

- GHG排出データの見積りには、合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求される
- 報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、過去の事象、現在の状況及び将来予測的な情報に関する情報を用いることが要求される
- 報告日以降に利用可能となる情報を用いることは要求されない
- 情報の網羅的な探索を行うことは要求されない

適切である場合がある情報の例

- 見積りの基礎となる、バリュー・チェーン内の企業の過去の期間の情報
- 最新の活動の産業平均
- 企業が利用可能な排出係数

その他のIFRS S2号のメカニズムも適用される

次のようなその他のIFRS S2号のメカニズムは、企業が「スコープ3」のGHG排出の開示を作成するのに役立つ場合がある

- 報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を用いた「スコープ3」の測定フレームワーク

企業が利用可能なスキル、
能力 (capabilities) 及び資源に
見合っている

利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源に見合っている

ISSB基準で要求される開示の一部を作成するにあたり、企業は、企業が利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源を考慮する場合がある

- 考慮すべき利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源には、内部的なものと外部的なもの両方が含まれる
- 時間の経過とともに、企業の**状況は変化する**可能性が高く、それらに対する**評価も変化する**
 - 例えば、企業は、時間の経過とともにスキル及び能力(capabilities)を開発し、学習及び反復のプロセスを通じて開示を強化することが可能になると見込まれる
- 資源が利用可能である場合、必要なスキル及び能力(capabilities)の獲得又は開発に、企業は投資することができる



企業の状況を
評価する



予想される(anticipated)財務的影響(effects)に関する要求事項への適用

「企業が利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源に見合っている」は、次の2つの方法で用いられる

適用1

開示の作成にあたり、企業が利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源に見合ったアプローチを用いることを要求する

IFRS S1.37(b)及びIFRS S2.18(b)

合理的で裏付け可能であることも適用される

さらに、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求される

IFRS S1.37及びIFRS S2.18

適用2

企業が特定の情報を提供するスキル、能力(capabilities)及び資源を有していない場合、開示が要求される情報を調整する

IFRS S1.39及びIFRS S2.20

- 他の開示要求を条件として、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される(anticipated)財務的影響(effects)に関する定量的情報の提供の救済措置
- 救済措置を用いる場合、定性的情報の提供及び定量的情報を提供しない理由の説明を含む、追加的な情報が要求される*

IFRS S1.40及びIFRS S2.21

* 詳細は、「現在の及び予想される財務的影響」に関するISSBのウェブキャストを視聴のこと

気候関連のシナリオ分析に関する要求事項への適用

- 企業の気候レジリエンスを評価するために、企業は、企業の状況に見合った、気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いることが要求される *IFRS S2.22*
- 企業の状況を評価するために、企業は、次の事項を考慮することが要求される
 - 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー *IFRS S2.B2*
 - 企業が利用可能なスキル、能力(capabilities)及び資源

合理的で裏付け可能であることも適用される

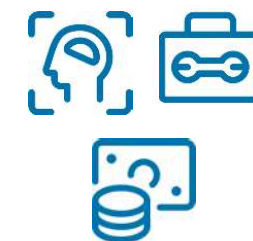
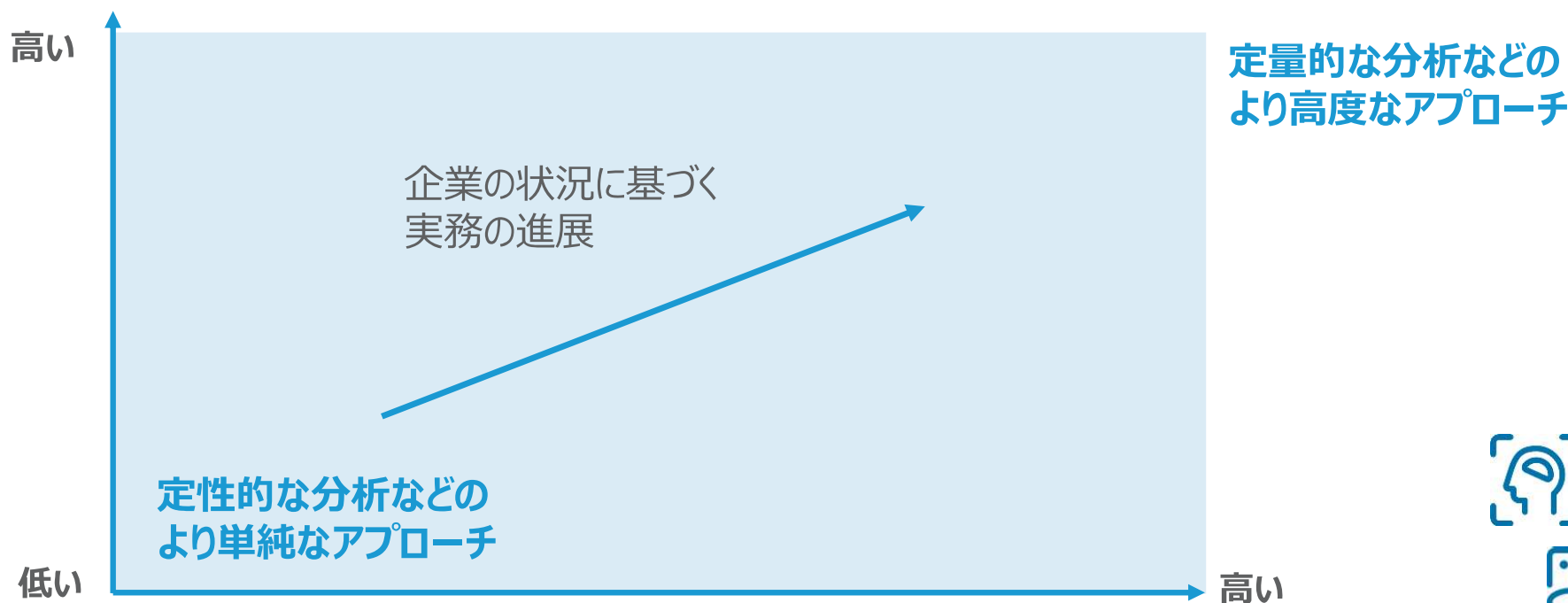
企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるような、企業の状況に見合ったアプローチを用いることが要求される *IFRS S2.B1*

企業の状況に見合った気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いる



気候関連のリスク及び
機会に対する企業の
エクスポージャー

IFRS S2.B4-B5



気候関連のシナリオ分析を実施するために、企業が利用可能な
スキル、能力(capabilities)及び資源

IFRS S2.B6-B7

主要なポイント

- 1) プロポーショナリティのメカニズムは、意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供するにあたり、能力(capabilities)及び準備状況がさまざまであることを考慮することにより、企業が特定の要求事項に準拠することを支援するように設計されている
- 2) プロポーショナリティのメカニズムは、新たな要求事項を導入したり、開示の提供を免除したりするものではない¹
- 3) プロポーショナリティのメカニズムの適用は、判断が要求され、企業の状況に固有のものである
- 4) 何が「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに入手可能な、合理的で裏付け可能な情報」及び「スキル、能力(capabilities)及び資源に見合っている」を構成するかは、時間の経過とともに変化することが見込まれる

¹ 予想される(anticipated)財務的影響(effects)に関する要求事項に適用されるプロポーショナリティのメカニズムの1つが、開示が要求される情報を調整するものであることにかかわらない（スライド21参照）

オンラインでのフォロー

 ifrs.org

 IFRSFoundation

 IFRS Foundation

 International Sustainability
Standards Board